

## 脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム 2023 年度公募

### よくある質問

公募説明会等において、ご質問の多かった項目について記載致します。

(プログラム全体)

| ご質問                                    | 回答   |
|--|--|
| <p>今回の公募における変更点を教えてください。</p>           | <p>今回(2023 年度追加公募)の主要な変更は以下の 3 点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① FS 調査は募集いたしません。</li> <li>② 本 2023 年度から始まる最初のフェーズでは、事業期間は 2 年以上が必要です。</li> <li>③ 加点項目として、「改正省エネ法の任意開示制度への参画宣言」を追加致しました。</li> </ul> <p>なお、前回（2023 年度第 1 回公募）の主要な変更は以下の 4 点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① スキーム変更：実用化開発フェーズ、実証開発フェーズにおける省エネ効果量 10 万 kL/年未満の場合の技術開発費の妥当性に関する考え方が変わりました。（公募要領(個別課題推進スキーム)：2 - 4. 必要とされる省エネルギー効果量)</li> <li>② 公募要領：省エネ効果量の事前確認が必須となりました。</li> <li>③ 公募要領：改正省エネ法の変更内容に伴い、対象となるエネルギー、標準発熱量が更新されております。（公募要領（個別課題推進スキーム/重点課題推進スキーム共通）：1 - 3. 対象となる「エネルギー」、添付資料 3. 省エネルギー効果量の算出方法、別表 1 エネルギー源別発熱量一覧表)</li> <li>④ 提出書類の変更：提案書入力ファイル、およびプレゼンテーション審査資料の構成が変更となりました。</li> </ul> |
| <p>独自性・優位性・革新性等の判断基準や目安は有りますでしょうか？</p> | <p>明確な基準は有りませんが、既存技術との比較において「独自」「優位」「革新的」と考えている部分をアピールしてください。説明会資料 3 (P18)に補足説明・事例を記載しておりますので、参考として頂ければ幸いです。</p>   |

(助成対象費用、実施体制関連)

| ご質問   | 回答  |
|---|---|
| <p>助成金の上限は、1 社あたりでしょうか、研究開発テーマ 1 件あたりでしょうか。</p> | <p>助成事業者が複数（連名提案）の場合も含め、研究開発テーマ 1 件あたりの上限となります。一方、委託費や共同研究費に関する制約（以下）は、助成事業者毎となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託費と共同研究費の合計額は、年間技術開発費（助成対象費用）の 50%未満</li> <li>・定額助成となる学術機関等との共同研究費の限度額は、年間の技術開発費の 1 / 3、または 5 千万円の低い額</li> </ul> |

|  |   |
|--|---|
| 海外企業との研究開発は、助成対象となりますでしょうか。                                      | 助成事業者が国際連携による共同研究案件としての実施を目指している場合は、当該国外企業との共同研究にかかる契約・協定を締結可能であり、知財権の取り扱いを適切に交渉、管理できることを条件に、共同研究先として費用計上可能です。  |
| 重点課題推進スキームへの応募に関して、フェーズ I は 1 社で、フェーズ II から、2 社目が参画することは可能でしょうか。 | 提案当初（フェーズ I）より、複数事業者と推進団体の参画が必須です。  |
| 助成事業終了後に、導入した設備を自社研究に使用することは可能でしょうか？また、商用に使用することは可能でしょうか？        | 自社研究に関しては、NEDO 研究で設備導入した際の目的に照らして齟齬が無ければ目的外使用とはならず、可能です。（必ずしも NEDO 事業での使用に限定するものではありません。）一方、商用使用に関しては、NEDO 事業の「研究開発支援」の趣旨から外れますので目的外使用となり、NEDO の承認を受けて頂く必要が生じると共に、承認に際しては簿価に助成率を乗じた金額を納付して頂くことが条件となります。 |

（提案手続、提出書類関連）

| ご質問   | 回答  |
|---|---|
| 当公募への応募と同時に、他の公募に応募することは可能でしょうか。                              | 応募は可能ですが、同じ研究開発内容の場合は、実施予定の公募への採択が決まり次第、他の公募への応募は、ただちに辞退してください。同じ研究開発で複数の助成を受けることはできません。  |
| 応募書類の受理は、メールで連絡とありましたが、不受理はどのように判断すればよいでしょうか。                 | 提案書をウェブ入力フォームに登録した際には代表法人連絡担当者宛に提案書登録済のメールがシステムから自動送信されます。その後、応募要件の確認を行い、受理（または、要件不備により、不受理）メールを送付します。  |
| 提出書類に 3 期分の財務諸表が含まれていますが、設立後間もなく、財務諸表を作成していない場合はどうすればよいでしょうか。 | 作成していない場合は、その旨記載したテキストファイルを、応募書類の一つとして、ウェブ入力フォームからアップロードする zip ファイルの中にまとめてアップロードしてください。   |
| 財務諸表について、決算期の関係で今年度の決算報告書がまだ発行されていない場合、どうすればよいでしょうか。          | 既に発行されている最新の決算報告書から直近 3 期分をご提出ください。   |
| 省エネルギー効果量の事前確認はどのように提出すればよろしいでしょうか。                           | 省エネルギー効果量計算フォーマット（提案書ファイル B の様式 4 別紙 2(シート名「基本情報 3」)) にご記入の上、事前確認用フォームからアップロードしてください。なお、テーマ名、提案概要、技術概要図も合わせて提案書ファイル B に記入しておいて頂けるとありがたいです。（説明会資料 2 (P14)参照) |

(提案書 様式関連)

| ご質問  | 回答  |
|--|---|
| <p>会計監査人に社内監査役は含まれますか。(様式 1)</p>   | <p>社内監査役は会計監査人に含まれませんので記載しないようにしてください。</p> <p>会計監査人の定義については公募要領をご参照いただき、設置していない場合は「なし」と記載してください。</p>  |
| <p>提案書 様式 4 の別紙はどこにありますか。省エネ効果量計算フォーマットはどこにありますか。(様式 4)</p>                    | <p>全て提案書ファイル B(excel)にあります。それぞれ別紙とシート名の関係は以下となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(別紙 1)価格目標：シート名「様式 4 別紙 1」</li> <li>・(別紙 2)省エネルギー効果量：シート名「基本情報 3」</li> <li>・(別紙 3)実施体制図、当初交付期間の技術開発費用：シート名「様式 4 別紙 3」</li> <li>・(別紙 4)技術開発責任者、主任研究者等(FS 調査責任者、主任研究者等)：シート名「様式 4 別紙 4」</li> <li>・(別紙 5)技術開発予算と研究員の年度展開(FS 調査予算と研究員の年度展開)：シート名「基本情報 2」</li> </ul> |
| <p>提案書にページ数の制限がありますが、詳細説明を別紙に記載、もしくは参考資料を添付することは可能ですか。(様式 4)</p>               | <p>審査対象は、提案書の指定ページ数部分のみです。別紙や参考資料は、審査対象とはなりませんので、重要な説明やデータ等は、提案書本文へ反映してください。</p>  |
| <p>重要技術との関連性とは、どのようなことを記載すればよいでしょうか。(様式 4)</p>                                 | <p>重要技術との関連性については、公募要領の&lt;添付資料 1&gt;「重要技術」一覧をご確認頂き、該当する“分野”、“重要技術課題”あるいは、それらとの関連性について、提案書に記載してください。</p>  |
| <p>複数フェーズの組み合わせでの応募に関して、具体的な技術開発項目・内容・目標は、最初のフェーズのみの記載でよいのでしょうか。(様式 4)</p>     | <p>提案の研究開発フェーズによって異なります。</p> <p>インキュベーション研究開発から開始するご提案については、必ず、次フェーズの具体的な技術開発項目・内容・目標についても記載をお願いします。</p> <p>一方、実用化開発と実証開発とを組み合わせる提案については、実用化開発フェーズの具体的な技術開発項目・内容・目標について記載してください。なお、実用化開発の期間が3年以上の場合には、中間評価における中間目標と最終目標の両方を記載してください。</p> <p>詳しくは、説明会資料 3. 提案書様式の入力方法を参照してください。</p>  |
| <p>提案技術が、汎用的な技術開発の場合、省エネルギー効果量算出時の市場導入量は、予測範囲でよいのでしょうか。(様式 4)</p>              | <p>一定の根拠に基づく予測をご記載ください。具体的には、当該技術が各種最終製品に適用される根拠として、適用市場規模に関する第三者の予測データ、提案技術の競合の技術に対する優位性、更には、実施体制や販売チャネルとなるユーザとのコミュニケーション状況等について言及してください。</p>  |
| <p>省エネルギー効果量の表現ですが、単体製品開発ではないため指標 A、指標 B の掛け合わせによる算出に従わなくてもよいのでしょうか。(様式 4)</p> | <p>省エネルギー効果量計算フォーマットのフリーフォーマットにおいて、指標 A、指標 B の定義を適宜変更頂き、表の形式で記載してください。なお根拠となるデータや考え方を丁寧に記載頂き、記載頂いた省エネ効果量が検証可能となるようお願いいたします。</p>   |

以上